

放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会

開催要綱（案）

1 背景・目的

国民の共有財産である電波を用いて事業を行う放送は、公共性及び言論・報道機関として大きな社会的影響力を有し、様々なステークホルダーからの信頼を存立の基盤としている。

今般、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたが、その背景には、こうした放送の公共性や言論・報道機関としての社会的責任に対する自覚やガバナンスの欠如があると考えられる。

ガバナンスを確保し、時代の変化に即応して経営をアップデートしていくことは、一事業者だけにとどまる課題ではなく、放送業界全体で対応していく必要がある課題であることから、主に民間の地上テレビジョン放送を念頭に、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行う。

2 名称

本検討会は、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」と称する。

3 検討項目

- （１）放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容
- （２）ガバナンスの実効性確保のための具体的方策
- （３）（２）の具体的方策の実施に当たり、放送事業者・業界団体・国等がそれぞれ果たすべき役割
- （４）その他

4 構成及び運営

- （１）本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- （２）本検討会には、構成員の互選により定める座長を置く。座長は本検討会を招集し、運営する。

- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局地上放送課が、同局放送政策課の協力を得て行うものとする。

(別紙)

「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」構成員名簿

(敬称略・五十音順)

<構成員>

上田	亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ 政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
音	好宏	上智大学文学部新聞学科教授
穴戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽	智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
林	秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授
深水	大輔	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
松井	智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授

<オブザーバ>

一般社団法人日本民間放送連盟

日本放送協会

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟

厚生労働省